

地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果

平成15年7月

総務省自治行政局行政課

## はじめに

平成3年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、いわゆる自治会、町内会等が市町村長の認可によって法人格を取得し、不動産等の登記上の権利を有することとなる認可地縁団体制度が導入されて以来、10余年が経過している。

今般、市区町村における地縁団体の認可事務の状況等に関する調査を実施し、その調査結果が取りまとまったところである。市区町村におかれては、認可地縁団体制度が円滑に運用されている一方、実際の認可事務に当たってその認定判断等に苦心される場合もあると承知しているが、今回の調査結果が、今後の地縁団体の認可事務の参考となれば幸いである。

最後に、調査の実施に当たっては、各都道府県市区町村担当課を通じて全ての市区町村に調査表を配布し、回答を求める方法によったが、関係各位のひとかたならぬ御協力をいただき、感謝申し上げます次第である。

平成15年7月

総務省自治行政局行政課

## I 調査対象

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（本調査において「地縁団体」という。）で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもの（婦人会、子供会、青年団等の団体は含まない。）のうち、同項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために市町村長の認可を受けた「認可地縁団体」の状況について調査したものである。

## II 調査基準日

本調査の基準日は、原則として平成 14 年 11 月 1 日とする。

### Ⅲ 調査結果

#### 1 地縁団体の名称別総数の状況

今回の調査により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した地縁団体の総数及び名称別内訳は、表 1 のとおりである（「参考資料 表 1 地縁団体の名称別総数一覧」参照）。

表 1 (単位：団体、%)

区 分	自治会	町内会	町 会	部落会	区 会	区	その他	合 計
団体数 構成比	114,222 (38.5)	65,685 (22.1)	17,813 (6.0)	15,851 (5.3)	5,773 (1.9)	42,880 (14.4)	34,546 (11.6)	296,770 (100.0)

#### 2 年度別認可地縁団体総数等の状況

##### (1) 年度別認可地縁団体数

地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、同法第 260 条の 2 第 14 項により、認可を受けた地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成 11 年度以降の各期間の末日時点における認可地縁団体の総数等は、表 2 のとおりである（「参考資料 表 2 年度別認可地縁団体総数一覧」参照）。

表 2 (単位：団体、%)

区 分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平 14.4.1 ~ 14.11.1
認可地縁団体総数 (対前年度増加率)	16,348 ( - )	18,500 (13.2)	20,727 (12.0)	22,050 ( 6.4)
当該期間中の認可地縁団体数	2,036	2,155	2,231	1,324
当該期間中の認可取消団体数	3	3	4	1

(注)「認可地縁団体総数」とは、各期間の末日時点における認可地縁団体の総数である。

## (2) 認可地縁団体所在市町村数

今回の事態調査は全ての市町村が対象となっており、このうち、認可地縁団体が所在する市町村数は以下のとおりである（「参考資料 表3 認可地縁団体所在市町村数一覧」参照）。

市町村総数	3,240	団体(a)
認可地縁団体所在市町村総数	2,011	団体(b)
割合((b)/(a))	62.1	%

(注)「市町村総数」は、平成14年11月1日現在のものである。

## 3 目的別認可地縁団体数の状況

地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要があり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおりである。

表3（複数回答あり）

（単位：団体、%）

区 分	団体数(割合)
住民相互の連絡（回覧版、会報の回付等）	19,466 (88.3)
集会施設の維持管理	17,971 (81.5)
区域の環境美化、清掃活動	18,924 (85.8)
道路、街路灯等の整備・修繕等	5,137 (23.3)
防災、防火	7,041 (31.9)
交通安全、防犯	6,489 (29.4)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	6,800 (30.8)
スポーツ・レクリエーション活動	8,008 (36.3)
文化レクリエーション活動	7,812 (35.4)
慶弔	2,800 (12.7)
独居老人訪問等社会福祉活動	3,420 (15.5)
行政機関に対する要望、陳情等	3,556 (16.1)
その他	7,129 (32.3)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

#### 4 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表 4 のとおりである。

表 4

(単位：団体)

区 分	認可地縁 団 体 数	加 入 率 別 内 訳			
		50%未満	50~70%	70~90%	90~100%
50人未満	485	98	29	58	300
50人以上～100人未満	1,030	84	45	156	745
100人以上～300人未満	2,942	114	151	535	2,142
300人以上～500人未満	1,307	32	95	280	900
500人以上～1000人未満	1,158	41	126	317	674
1000人以上	824	26	151	280	367
合 計	7,746	395	597	1,626	5,128

(注)「認可地縁団体数」は、平成 11 年 4 月 1 日から平成 14 年 11 月 1 日までの間に認可を受けた地縁団体の数である。

(注)「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。

#### 5 地縁団体認可のための事務処理日数別件数の状況

##### (1) 認可申請受理から認可決定までの所要日数別件数

地縁団体から認可申請を受理した市町村長は、所定の要件に該当していると認めるときは認可しなければならないとされている。

具体的に認可申請を市町村長が受理し、市町村長が認可決定をするまでに要した事務処理の日数別にその件数を表すと、表 5-1 のとおりである。

表 5 - 1

(単位：団体、%)

区 分	平成 1 1 年度	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平 14.4.1 ~ 14.11.1
1 週間以内	823 (40.4)	865 (40.1)	897 (40.2)	556 (42.0)
1 週間超 2 週間以内	634 (31.1)	688 (31.9)	690 (30.9)	422 (31.9)
2 週間超 3 週間以内	243 (11.9)	261 (12.1)	284 (12.7)	156 (11.8)
3 週間超 4 週間以内	117 ( 5.7)	136 ( 6.3)	179 ( 8.0)	87 ( 6.6)
4 週間超 6 週間以内	113 ( 5.6)	95 ( 4.4)	84 ( 3.8)	55 ( 4.2)
6 週間超 8 週間以内	52 ( 2.6)	38 ( 1.8)	43 ( 1.9)	23 ( 1.7)
8 週 間 超	54 ( 2.7)	72 ( 3.3)	54 ( 2.4)	25 ( 1.9)
合 計	2,036 (100.0)	2,155 (100.0)	2,231 (100.0)	1,324 (100.0)

## (2) 地縁団体の認可時に係る標準処理期間の設定市町村数

行政手続法第 6 条では、行政庁が申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされており、この趣旨に則り、地縁団体の認可事務に係る標準処理期間を設けている市町村数は、表 5 - 2 のとおりである。

表 5 - 2

(単位：団体、%)

区 分	団体数(構成比)
1 週間以内	40 ( 8.8)
1 週間超 2 週間以内	183 ( 40.3)
2 週間超 3 週間以内	58 ( 12.8)
3 週間超 4 週間以内	27 ( 5.9)
4 週間超 6 週間以内	112 ( 24.7)
6 週間超 8 週間以内	13 ( 2.9)
8 週間超	21 ( 4.6)
合 計	454 (100.0)

## 6 認可地縁団体の告示事項等の変更状況

### (1) 告示事項別変更届出済み認可地縁団体数

地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定において、市町村長の認可を受けた地縁団体で、告示された事項に変更が生じた場合、当該市町村長に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ることとされている。

告示事項変更の届出があった認可地縁団体の告示事項別の状況は、表 6-1 のとおりである。

表 6-1 (複数回答あり)

(単位：団体)

区 分	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平 14.4.1 ～ 14.11.1	合 計
名 称	25	25	32	25	107
規約に定める目的	28	30	38	45	141
区 域	74	71	111	97	353
事務所	611	692	858	631	2,792
代表者氏名・住所	3,254	3,757	4,492	3,576	15,079
その他	68	70	113	91	342
合 計 (純計)	3,474	4,017	4,852	3,843	—

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粹な合計値であり、各期間中にいずれかの告示事項を変更した地縁団体の実数である。

### (2) 規約事項別変更認可申請済み認可地縁団体数

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項の規定により準用される民法第 38 条第 2 項において、認可地縁団体の規約を変更する場合には、市町村長の認可を得なければならないこととされている。

地縁団体の目的等、規約に掲げられる事項別に変更の認可を受けた認可地縁団体数の状況は、表 6-2 のとおりである。

表6-2 (複数回答あり)

(単位：団体)

区 分	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平 14.4.1 ～ 14.11.1	合 計
目 的	23	26	34	43	126
名 称	15	15	21	19	70
区 域	69	73	108	84	334
事務所の所在地	173	190	274	170	807
構成員の資格事項	32	36	88	61	217
代表者関係事項	616	730	920	641	2,907
会議関係事項	46	47	57	66	216
資産関係事項	18	29	31	33	111
その他	83	110	113	85	391
合 計 (純計)	907	1,088	1,395	1,013	—

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中にいずれかの規約事項の変更を行った地縁団体の実数である。

## 7 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表7のとおりである。

表7（複数回答あり）（単位：団体、%）

区 分	団体数（割合）
土地の所有権	18,918（85.8）
土地の賃借権	1,006（4.6）
建物の所有権	15,104（68.5）
建物の賃借権	237（1.1）
立木の所有権	468（2.1）
立木の抵当権	25（0.1）
国 債	17（0.1）
地方債	1（0.0）
社 債	10（0.0）
その他	923（4.2）

（注）「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

## 8 認可地縁団体の不動産等登記取得の状況

### (1) 不動産等登記取得の原因別認可地縁団体数

市町村長の認可を受けた地縁団体は、不動産等を有している場合、不動産等登記を取得することが可能となる。

その取得の原因別に認可地縁団体数の状況を表すと、表8-1のとおりである。

表 8 - 1

(単位：団体)

区 分	平成 1 1 年度	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平 14.4.1 ～ 14.11.1	合 計
個人名義から変更	598	664	645	419	2,326
複数人名義から変更	577	589	667	437	2,270
公共団体名義から変更	149	175	204	140	668
その他	98	140	114	72	424
合 計	1,422	1,568	1,630	1,068	5,688

## (2) 不動産名義変更時の問題点

地縁団体名義に登記を変更し、不動産等登記を取得するまでの問題点を挙げた認可地縁団体の状況は、表 8 - 2 のとおりである。

表 8 - 2

(単位：団体)

区 分	平成 1 1 年度	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平 14.4.1 ～ 14.11.1	合 計
名義人(又は相続人)の 同意を得るのが困難	97	107	140	103	447
構成員の同意を得るの が困難	12	19	25	19	75
名義変更時点の構成員 の把握が困難	20	27	32	23	102
法務局の登記手続に時 間を要した	16	16	27	21	80
法務局職員が制度を十 分に把握していない	5	5	2	5	17
司法書士が制度を十分 に把握していない	2	5	10	9	26
その他	6	8	18	12	44
特に問題なし	1,062	1,179	1,207	771	4,219

## 参 考 资 料

表1 地縁団体の名称別総数一覧

(単位:団体)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	2,730	10,257	596	407	159	607	838	15,594
青森県	217	1,908	841	259	22	2	104	3,353
岩手県	1,234	876	0	611	32	577	550	3,880
宮城県	542	1,652	12	222	257	1,425	643	4,753
秋田県	1,074	2,936	1	1,425	13	244	112	5,805
山形県	631	1,037	181	426	60	460	876	3,671
福島県	1,102	1,999	391	185	178	2,334	226	6,415
茨城県	3,641	3,312	266	59	1,042	2,126	3,094	13,540
栃木県	3,226	120	108	45	105	140	259	4,003
群馬県	398	345	112	23	56	1,981	88	3,003
埼玉県	4,143	245	677	0	54	1,728	366	7,213
千葉県	3,525	766	1,416	229	204	2,184	1,410	9,734
東京都	4,411	197	3,275	2	0	86	746	8,717
神奈川県	5,051	1,540	224	0	13	155	326	7,309
新潟県	2,477	2,713	0	999	88	1,341	1,155	8,773
富山県	2,515	1,017	0	186	115	387	261	4,481
石川県	10	1,451	1,605	0	37	858	4	3,965
福井県	1,657	410	0	0	87	1,444	168	3,766
山梨県	937	8	0	22	129	1,322	34	2,452
長野県	1,359	535	394	355	223	2,123	761	5,750
岐阜県	5,909	1,689	0	69	39	1,361	341	9,408
静岡県	1,901	1,994	0	217	22	947	77	5,158
愛知県	858	3,755	1	69	99	1,060	5,526	11,368
三重県	3,909	613	29	133	69	861	64	5,678
滋賀県	2,344	769	0	28	0	580	39	3,760
京都府	1,602	738	3	0	0	938	316	3,597
大阪府	6,072	101	5,948	0	33	217	307	12,678
兵庫県	7,020	1,075	63	198	3	1,035	965	10,359
奈良県	3,271	224	33	0	5	288	72	3,893
和歌山県	1,827	1,025	2	0	120	938	138	4,050
鳥取県	1,391	401	1	645	4	284	219	2,945
島根県	3,129	2,563	0	164	10	259	21	6,146
岡山県	1,928	5,246	406	1,425	108	640	1,002	10,755
広島県	1,697	3,341	7	1,086	187	964	2,760	10,042
山口県	5,533	347	0	528	242	500	159	7,309
徳島県	1,058	2,035	3	978	108	0	1,177	5,359
香川県	7,102	4	0	0	0	4	7	7,117
愛媛県	3,658	346	16	1,012	79	955	207	6,273
高知県	333	1,330	0	2,160	584	36	344	4,787
福岡県	1,172	2,303	1,105	30	265	2,878	1,556	9,309
佐賀県	908	89	0	194	376	838	238	2,643
長崎県	2,447	963	4	285	75	288	555	4,617
熊本県	1,564	581	22	354	76	2,749	510	5,856
大分県	2,612	88	0	35	184	1,152	447	4,518
宮崎県	942	0	69	0	90	1,144	2,095	4,340
鹿児島県	2,408	738	1	747	110	225	3,343	7,572
沖縄県	747	3	1	39	11	215	40	1,056
合計	114,222	65,685	17,813	15,851	5,773	42,880	34,546	296,770

表2 年度別認可地縁団体総数一覧

(単位:団体)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度
北海道	492	541	576	588
青森県	139	162	178	190
岩手県	105	119	139	157
宮城県	90	104	117	128
秋田県	327	364	406	425
山形県	794	873	949	972
福島県	305	357	402	428
茨城県	203	235	293	320
栃木県	266	305	348	366
群馬県	241	271	292	306
埼玉県	273	306	343	362
千葉県	350	408	471	500
東京都	465	513	554	586
神奈川県	489	553	614	651
新潟県	800	914	1,018	1,073
富山県	499	544	590	609
石川県	335	382	430	457
福井県	321	359	390	411
山梨県	38	48	55	78
長野県	460	527	600	642
岐阜県	357	395	441	479
静岡県	622	710	789	826
愛知県	598	674	762	807
三重県	336	396	459	500
滋賀県	243	305	349	381
京都府	150	182	209	236
大阪府	319	339	369	388
兵庫県	538	604	685	740
奈良県	142	156	186	201
和歌山県	156	188	207	230
鳥取県	150	180	202	221
島根県	397	446	497	523
岡山県	480	541	606	647
広島県	272	318	358	385
山口県	432	484	550	585
徳島県	39	41	48	52
香川県	454	510	556	586
愛媛県	228	250	278	293
高知県	94	101	111	123
福岡県	781	885	994	1,059
佐賀県	295	344	408	440
長崎県	457	497	548	580
熊本県	516	601	682	722
大分県	268	329	378	414
宮崎県	292	328	383	417
鹿児島県	642	703	783	832
沖縄県	98	108	124	134
合計	16,348	18,500	20,727	22,050

※平成11～13年度の団体数は各年度末現在のものであり、平成14年度の団体数は平成14年11月1日現在のものである。

表3 認可地縁団体所在市町村数一覧

(単位:団体、%)

区 分	都道府県内 市区町村数 (A)	うち所在市 町村数(B)	(B)/(A)
北海道	212	80	37.7
青森県	67	28	41.8
岩手県	58	27	46.6
宮城県	71	27	38.0
秋田県	69	54	78.3
山形県	44	40	90.9
福島県	90	57	63.3
茨城県	83	61	73.5
栃木県	49	33	67.3
群馬県	70	35	50.0
埼玉県	90	90	100.0
千葉県	80	47	58.8
東京都	62	45	72.6
神奈川県	37	25	67.6
新潟県	111	84	75.7
富山県	35	23	65.7
石川県	41	34	82.9
福井県	35	26	74.3
山梨県	64	16	25.0
長野県	120	60	50.0
岐阜県	99	59	59.6
静岡県	74	52	70.3
愛知県	88	60	68.2
三重県	69	53	76.8
滋賀県	50	34	68.0
京都府	44	27	61.4
大阪府	44	34	77.3
兵庫県	88	88	100.0
奈良県	47	32	68.1
和歌山県	50	36	72.0
鳥取県	39	29	74.4
島根県	59	41	69.5
岡山県	78	55	70.5
広島県	86	35	40.7
山口県	56	41	73.2
徳島県	50	20	40.0
香川県	39	0	0.0
愛媛県	70	35	50.0
高知県	53	29	54.7
福岡県	97	65	67.0
佐賀県	49	40	81.6
長崎県	79	41	51.9
熊本県	94	66	70.2
大分県	58	35	60.3
宮崎県	44	28	63.6
鹿児島県	96	61	63.5
沖縄県	52	23	44.2
合 計	3,240	2,011	62.1

※都道府県内市区町村数(A)は、平成14年11月1日現在のものである。  
 ※(A)には北方領土の6村は含んでいない。